

「 受給者の給付減額を考える 」

先月、東京電力の確定給付企業年金受給者の給付減額を厚生労働省が認可したとの報道がありました。2007年9月末までの旧適格退職年金の受給者は固定金利型(6.5~3.5%)から国債利回りに連動する変動金利型(下限2.25%)に変更、2007年10月以降の退職者は既に変動金利型となっていますが、下限利率を2.0%から1.5%に引き下げるとしています。また、75歳以降の終身年金は支給額を30%削減し、月額7万円を5万円に引き下げるとしています。

確定給付企業年金や厚生年金基金の受給者の給付減額については、**理由要件及び手続要件を満たしたうえで、厚生労働大臣の認可**が必要となっています。

理由要件は、設立事業所の経営状況の著しい悪化により、給付減額を行うことがやむを得ないこと(連合型、総合型にあっては大半の設立事業所において経営状況が著しく悪化)、もしくは給付減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主の掛金拠出が困難になると見込まれるため、給付減額を行うことがやむを得ないこと(設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過している場合)等、一定の要件を満たす場合となっており、**手続要件**としては、全受給者に対し、事前に十分な説明と意向確認、減額対象者となる全受給権者の3分の2以上の同意、希望者に対して、減額前の年金額に相当する額を一時金として受給する選択肢を設けることとなっています。

東京電力では、直近の3年間のうち2年間連続で大幅な赤字となっており、理由要件を満たしており、手続要件も満たしたことで受給者の給付減額が認められましたが、過去、NTTの企業年金では、受給者の同意はとつても、当期利益を継続的に計上して経営悪化の状態にはないとされ、理由要件は満たせず、受給者の給付減額が認められませんでした。NTT側としては、構造的な減益減収の傾向が続いており経営状況は厳しく、給付減額をしないと掛金負担が困難となり、企業年金を廃止せざるを得ない状態にあるとの言い分もあり、今の給付減額要件は厳しいとの声もあるようです。

この給付減額の手続きの明確化・簡素化を図る方向での改正に関し7月にパブリックコメントが出されていましたが、9月26日にその結果が公示されました。給付減額手続における母体企業の経営状況に係る減額理由とされた「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」は「掛金負担困難」に一本化され、過去5年間程度のうち過半数の期で当期純利益がマイナス(見込)、給付減額をしない場合の掛金増加額が当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となる等が該当基準として明確化されています。

パブリックコメントに対する意見は「黒字でも減額が可能となる改正に反対」、「減額時の3分の2同意要件について厳しすぎるので緩和してほしい」、「現行の減額要件は厳しすぎて、企業が経営破綻していない限り減額ができない」、「減額要件のうち理由要件を廃止し、労使の合意があれば減額できるものとしてほしい」、「受給者減額と加入者減額は、公平性にかんがみ、同じ要件にすべき」、「予定利率の引下げについても減額要件として認めてほしい」、「従業員

員が本人拠出をすることが困難になると見込まれる場合も、減額理由として認めるべき」、「総合型の場合、減額要件に必要な事業所の経営状態に関するデータはすぐに出せるのか疑問」と緩和の意見が多くありましたが、今回の結果は原案どおりとされました。

ちなみに解散については受給者の同意は不要とされており、手続き要件のバランスはとれていないように感じます。確定給付企業年金では解散時に最低積立基準額が確保されるため、受給者減額に際し適用される「希望者に対して、減額前の年金額に相当する額を一時金として受給する選択肢を設ける」とこと整合性がとれているのですが、厚生年金基金については当分の間、最低責任準備金までしか確保されない場合があり、解散時の受給権が侵害される恐れがあります。

受給者の給付減額要件の緩和についてはどう考えればよいのでしょうか。理由要件は先に述べたように現段階ではこれ以上緩和するという状況ではないようです。手続き要件のうち、従来の最低積立基準額の一時金の選択肢は退職一時金相当額を大きく超える場合が多く、厳しいという声もありますが、これで年金の受給権保護を行っていることから、これを排除することはできないという厚生労働省の考えが示されています。それならば、同意要件については、最低積立基準額で受給権を確保できているのだから、解散にあわせて給付減額でも受給者の同意は不要という考えもあるかもしれません。実際、今回のパブリックコメントでも減額対象を同意者のみとする場合は、最低積立基準額の措置を講じないこととするとされています。ただし、この最低積立基準額については複数の計算方法があるため、その水準も様々であり注意は必要です。一方、厚生年金基金については上記で述べたように受給権が確保されない可能性があるため、同意が必要と考えたほうが良いのでしょうか。

当事者の同意は慎重に考えるべきだと思います。法政大学でも受給者の給付減額の報道があり、経営が堅調にも関わらず、同意なく減額されたことについての怒りがありました。非適格年金ということもあり、理由要件や手続き要件が法令に定められているわけではないのですが、確定給付企業年金等のプロセスは参考にすべきかもしれません。そもそも、企業年金創設時に加入者一人一人の同意をとっているわけではなく、確定給付企業年金であれば過半数で組織される労働組合の同意、労働組合がない場合は過半数を代表する者の同意で創設されています。法令や規約の内容を理解していない加入者や受給者の方も多く、事前に給付減額があるかもしれないことを周知されていないのであれば、せめて、給付減額時には、その必然性を納得してもらうための説明会など、同意に向けての努力は欠かせないのではと思います。

<著者プロフィール>

中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント（生保協会認定FP）日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会（現企業年金連合会）、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488